

# 北区立小・中学校整備方針

平成 1 7 年 3 月

北 区 教 育 委 員 会

# 目 次

## はじめに

### 1章 整備方針

- 1 小・中学校整備方針の位置づけ . . . . . 1
- 2 整備に向けた3つの視点 . . . . . 1
  - (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす  
教育環境の整備（学習空間の充実） . . . . . 1
  - (2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現  
（生活空間の充実） . . . . . 3
  - (3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、  
コミュニティーの拠点としての施設整備  
（地域との連携の充実） . . . . . 4

### 2章 整備のすすめ方

- 1 計画的な整備の実施 . . . . . 5
- 2 基本構想・基本計画 . . . . . 5
- 3 基本設計、実施設計、工事 . . . . . 5
- 4 整備後の説明と評価 . . . . . 6

### 3章 計画・設計の検討項目

#### ◇小学校

- 1 施設構成の基本的な考え方 . . . . . 7
- 2 施設構成 . . . . . 7

#### ◇中学校

- 1 施設構成の基本的な考え方 . . . . . 9
- 2 施設構成 . . . . . 10

#### ◇小・中学校共通の諸室 . . . . . 12

## 資料編

- 施設構成
- 用語説明
- 北区小・中学校整備方針策定検討会設置要綱
- 検討会検討経過
- 検討会構成

## はじめに

北区の区立小・中学校は、建設後40年を経過している学校が40%を超えています。

この間、施設の老朽化に加え、教育内容や方法も大きく変化するとともに、多様化し、学校統合の動きと相まって、学校改築の機運が高まっています。

こうした状況の下で、北区立小・中学校施設のあり方検討委員会は、所掌事項の「区立小・中学校のこれからの施設のあり方」及び「改築にあたっての基本的な考え方について」の検討結果をまとめ、平成16年3月、教育長に答申しました。

答申の内容は、これからの学校教育の展開を念頭に置いた施設整備のあり方や施設整備の留意点を始め、様々な視点からの提言を行っています。

今回は、この答申を基本において、北区としての学校の改築に臨む基本的な考え方を整理し、整備方針としてまとめるものです。

折しも、北区基本計画改定の中で、平成17年度から10年間の学校改築計画が明らかにされるとともに、教育委員会では新たに「北区教育ビジョン2005」を策定しました。

21世紀の時代の進展や社会の変化に対応する新教育ビジョンの目指す方向を踏まえ、長期間の使用を念頭に置いた「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設の整備を目指します。

この整備方針は、関係法規や文部科学省の学校施設整備指針の改正、北区教育ビジョンの改定等、状況の変化に合わせ、適宜見直しをしていきます。

## 1章 整備方針

### 1 小・中学校整備方針（以下整備方針という）の位置づけ

- (1) 整備方針は、全ての区立小・中学校の改築を対象とする。
- (2) 整備方針は、学校改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものである。

### 2 整備に向けた3つの視点

- (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）

基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟度や興味・関心等に応じた少人数授業やティームティーチングなど多様な学習展開に対応する施設整備をすすめる。

さらに、基礎的・基本的な学力の上に立って、児童・生徒の個性や能力を生かし、伸ばす環境を整備する。

また、前期・後期に分けて教育を行う二学期制の導入や心身に障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を行う「特別支援教育」の導入等を視野に入れた施設整備を図る。

#### ア 多様な学習展開を可能にする教室整備

- ◇小学校：普通教室と多目的スペースを連続させたオープン型教室の採用  
従来の普通教室をオープンスペース（※資料2参照）と一体化させることにより、個性や能力を伸ばす少人数学習指導、個別指導やグループ別指導などの多様な展開が可能になる。指導方法や指導体制の選択の幅が拡大されるほか、オープンスペースを活用した児童相互の交流や学級間の交流等、取り組みの工夫により様々な教育効果が期待される。

#### ※小学校のオープン型教室の採用について

小学校の教室のあり方については、「北区立小・中学校施設のあり方検討委員会」において、多目的スペースと連続した一体的なオープン型教室として整備を検討す

る必要があると提言を受けた。

小・中学校改築整備方針策定検討会では、オープンスペースを活用した習熟度別学習や少人数学習等、多様な授業形態の指導に対応できる反面、廊下側に壁がないことによる音の問題や開放的な空間による集中力確保の問題等が指摘された。

検討を重ねた結果、音や集中力の問題については、天井材等の吸音力向上や可動式の間仕切りや棚の活用により改善が期待できること、さらには、オープンスペースを利用して学級を超えた学年合同のティームティーチングやグループ学習の他、創意工夫により、児童が学習し、ふれあい、生活する場として様々な展開が期待される可能性を評価し、オープン型を採用した。

◇中学校：従来の普通教室を基本に、特別教室等を充実させる方式の導入  
生徒が学校生活の中で、友人との語り、交流等を通して人間関係を形成する場として、また、心の安らぎを得る居場所を確保する意味からホームルームとなる普通教室のよさを活かす。さらに、関連教科ごとの教科ギャラリー（※資料3参照）の整備や様々な用途に対応した新世代型学習空間（※資料3参照）を整備する等、少人数学習、習熟度別学習や総合的な学習の時間等の指導を充実させるとともに、学習環境の質を高めることで教室の充実を図る。

※ 中学校の普通教室を基本にした特別教室の充実について

中学校の教室のあり方については、国語、社会、数学、英語にも教科専用の教室を設置し、生徒が各教科の教室に移動して授業を受ける、教科教室型運営方式の導入を検討した。

教科教室型運営方式では、各教科にふさわしい充実した学習環境を整備しやすく教科の特性を生かせる反面、生徒が落ち着ける教室（ホームルーム）が充分でないこと、毎時間の教室の移動に伴う生徒の負担、生徒の把握が難しい等の問題点が指摘された。

加えて、中学校は、生徒の人格形成の重要な時期にあたり、心身共に成長が著しい中で、心の不安や動揺から様々な問題が顕在化する時期でもあり、学級活動の拠点となる教室（ホームルーム）の必要性が指摘され、確保が図られた。

従来の普通教室を基本に各学年毎に少人数学習や習熟度別学習、選択教科、英語教育に対応する、IT活用の視聴覚機器を充実させた「新世代型学習空間」を整備するほか、生徒が興味・関心を高めて各教科に自ら取り組む環境「教科ギャラリー」を整備する。

イ 設備・教具の多様化、児童・生徒の体位・体格の向上に合わせた机・

- イ 少人数家具の大型化に対応した教室空間の確保（教室面積の拡大）
- ウ 少人数学習の指導や習熟度別学習、総合的な学習の時間等、特別活動に対応する施設整備（多目的室の整備）
- エ 校内LAN等、IT・情報化に対応した教室整備
- オ 特別支援教育に対応する施設整備（障害のある児童・生徒の個々の教育ニーズに応じた適切な施設整備）
- カ 学校図書館の充実（読書、課題研究・調べ学習への対応等、情報センター機能の充実）
- キ 体育施設の充実（体育館の面積拡大、武道場(中学校)の整備）

## (2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

学校は、児童・生徒にとって「学びの場」であるとともに1日の約3分の1を過ごす「生活の場」であることを認識し、安心して有意義な学校生活が過ごすことができるよう防犯や施設の安全性に配慮した施設整備を図るとともに、障害の有無を問わず安全に施設を利用できるようユニバーサルデザインを取り入れる等バリアフリー化を目指す。

また、児童・生徒が授業の合間に友人と語り気分転換をしたり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、豊かでうるおいのある空間づくりを工夫する。

さらに、太陽光利用や雨水、風力等自然エネルギーの利用を始め、校内緑化を積極的に推進し、環境と調和のとれた学校施設「エコスクール」を目指すとともに、環境教育に活用する。

- ア 児童・生徒が安心して学校生活を送れる防犯機能の充実（防犯カメラ、校内電話の整備、出入口のオートロック等）
- イ 施設の安全性の充実（家具、取付器具、天井材等の安全性の向上）
- ウ 誰もが快適に過ごせるバリアフリー化の推進（エレベーターの整備、出入口のスロープの整備、各階に障害者用トイレ設置、手すり設置等施設設備にユニバーサルデザインを採用）
- エ 相談機能の充実（相談室・カウンセリングルームの整備）
- オ 地球環境に配慮した施設整備（太陽光発電、雨水利用等、省エネルギー）

- 一 対応の施設整備、ビオトープ、屋上緑化をはじめとした緑化の整備)
- カ 施設環境の充実（教室の冷暖房化、トイレ、いこいの場の整備）

(3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティの拠点としての施設整備（地域との連携の充実）

学校と幼稚園や学校間の連携に加え、学校と家庭、地域を含めたネットワークの形成を図る北区学校ファミリーの推進や学校教育活動を支えるPTA、青少年委員会、ボランティア団体等、各種団体の活動の場として位置付ける。

また、地域の生涯学習活動の場として北区スポーツ・ファミリーの推進やコミュニティ活動の拠点として学校を利用することを前提に整備する。

さらに、学校は地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時の対応に配慮した施設整備をすすめる。

- ア 地域開放に配慮した施設の配置
- イ 地域、保護者、学校との協働の場となる部屋の確保
- ウ 放課後に児童の居場所となる学童クラブの整備
- エ 地域開放及び避難所機能を充実させた体育館の整備、防災備蓄室・防災資機材倉庫の整備

## 2章 整備のすすめ方

### 1 計画的な整備の実施

各学校の改築にあたって、基本構想では、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等（以下「関係者」という）の意見をもとに改築の目標を設定し、新しい学校への願いや想い、地域の諸条件に配慮した検討を行う。基本計画・基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付けていく。基本構想、基本計画をもとに各段階ごとの計画期間は、基本設計、実施設計で2年、工事2年の4年計画とする。

### 2 基本構想・基本計画

関係校を中心とした委員会を設置し、計画条件、施設構想などの基本的な条件を調査、検討するとともに広く関係者に意見を求め、施設計画に反映させる。

#### （1）施設整備の基本方針

① 学校教育の現状と学校をめぐる動向を考慮し整備方針を決める。

#### （2）計画条件の調査と検討

① 計画地の法規制、地域の諸条件を計画に反映する。

② 計画校の児童・生徒数、学級数、将来計画等から施設規模を決める。

#### （3）施設構想計画

① 目標とする機能・規模に基づき、配置計画を作成する。

### 3 基本設計、実施設計、工事

具体的な設計図の作成段階においても必要に応じて関係者の意見を聞き、設計、工事に反映する。

#### （1）基本設計

① 必要諸室を盛り込んだ平面計画、断面計画、立面計画の作成。

② 耐久性に配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画の作成。

③ 将来の改修にも対応できる構造計画の作成。

④ 情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画の作成。

#### （2）実施設計

実施設計段階でも詳細について関係者と協議をしながらすすめ、細部の



検討を行い、設計に反映させる。

(3) 工事

工事期間中や完成後に、新しい学校を見学する機会を設け、理解を深めるとともに完成後の学校施設に対する愛着や親近感を育てる契機とする。

4 整備後の説明と評価

(1) 説明

施設の完成後、施設の維持管理の方法や施設の利用について関係者への説明を充分に行い、施設の有効利用を図る。

(2) 評価

一定期間経過した時点で、関係者による視察、調査やアンケート等により施設の現状評価を行い、次の学校施設づくりの参考にする。

### 3章 計画・設計の検討項目

#### ◇小学校

##### 1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 普通教室にオープンなつくりの多目的スペースを隣接させ、多様な授業や学級活動の展開ができるような「オープンタイプの施設整備」を行う。
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにする。
- (3) 少人数学習、習熟度別学習、総合的な学習の時間への対応や情報機器、周辺機器の導入を考慮する。
- (4) 各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- (5) 地域へ開放する部屋は施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- (6) エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

##### 2 施設構成

###### (1) 普通教室・オープンスペース

- ① 普通教室数は完成時の児童数の推計値を基準に、将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ② 普通教室と一体的な形でオープンスペースを計画する。
- ③ 低学年児童の教室は管理諸室の近くに設け、安全性等にも配慮した位置とする。
- ④ オープンスペースには教師コーナーの設置に配慮する。
- ⑤ オープンスペースには、デン（穴蔵的空間）や畳コーナー等、児童が落ち着ける空間を配置するよう考慮する。
- ⑥ オープンスペースには、図書コーナー、パソコンコーナー、教材コーナーを用意し、様々な授業の展開ができるように配慮する。

## (2) 特別教室

### ア 理科室

- ① 理科室には準備室を設ける。
- ② 教育目的に沿った設備を設けると共に、十分な換気を確保する。
- ③ 観察や屋外作業等に利用できるテラス・バルコニーの設置を考慮する。

### イ 図工室

- ① 図工室には準備室を設ける。
- ② 作品展示スペース等を設ける。

### ウ 音楽室

- ① 音楽室には、楽器庫、練習用個室、準備室を設ける。
- ② 多目的スペースやランチルームと一体的に利用できるような施設配置も考慮する。
- ③ 他の教室への音の影響を考慮する。
- ④ 近隣への音の影響を考慮する。
- ⑤ 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置も考慮する。

### エ 家庭科室

- ① 家庭科室には調理実習・製作兼用とし、準備室を設ける。
- ② 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置を考慮する。
- ③ 十分な換気を確保する。

### オ 学校図書館

- ① 学校図書館には、準備室を設ける。
- ② 学校図書館は児童の利用しやすい位置に配置し、パソコン室とも隣接させ、メディアセンター（※資料2参照）とする。
- ③ 読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

### カ パソコン室

- ① パソコン室には、準備室を設ける。
- ② 学校図書館と隣接させ、メディアセンターとする。

### キ 生活科室

- ① 授業で使用する様々な材料、教材、作品の整理等保存するスペースを設ける。
- ② 1・2年生の教室に近い配置とする。

#### ク 多目的室

- ① 多目的使用のための設備を収納する準備室を設ける。
- ② 学年単位の活動や研究発表会、保護者説明会等多目的な利用に対応できるものとする。

#### ケ 和室

- ① 書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。
- ② 地域利用にも対応できるようにする。

#### (3) その他

##### ア 児童会室

- ① 教師の指導のもと児童の自主的な児童会活動を促す場とする。

##### イ 学童クラブ

- ① 放課後や夏季休業期間等における児童の居場所となる学童クラブを整備する。

### ◇中学校

#### 1 施設構成の基本的な考え方

- (1) ホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室や多目的室などを使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とする。
- (2) 特別教室を集約配置するとともに、教科ギャラリーを設置する。各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学習を促す環境づくりを行う。
- (3) 新世代型学習空間を設置し、学年ごとに構成した普通教室と連携し、少人数学習や習熟度別学習などきめ細かい教科指導に対応できるようにする。また、パソコン、ビデオ、プロジェクター等英語教育用の視聴覚機器を充実させる。
- (4) 各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- (5) 地域へ開放する部屋は施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- (6) エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

## 2 施設構成

### (1) 普通教室

- ① 普通教室数は完成時の生徒数の推計値を基準に将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ② メディア教育に対応する設備を設け、空間、面積に配慮する。
- ③ 新世代型学習空間との関連にも配慮する。

### (2) 新世代型学習空間

- ① 可動間仕切りを設置し、少人数学習や習熟度別学習等に対応できるように配慮する。
- ② 各教科に関連する資料の展示や掲示を行い、パソコン、ビデオ、プロジェクター等英語教育用に視聴覚機器を充実させるなど生徒の学習への興味・関心を高めるためのスペースとする。

### (3) 特別教室

#### ア 理科室

- ① 理科室には準備室を設ける。
- ② 直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を考慮する。
- ③ 十分な換気を確保する。

#### イ 理科ギャラリー

- ① 理科室に隣接した配置とする。
- ② 模型、標本などの教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。また、パソコンを設置し、生徒の自主的な利用ができるようにする。

#### ウ 音楽室

- ① 音楽室には、楽器庫、練習用個室、準備室を設ける。
- ② ランチルームと一体的に利用できるような施設配置も考慮する。
- ③ 他の教室への音の影響を考慮する。
- ④ 近隣への音の影響を考慮する。
- ⑤ 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置も考慮する。

#### エ 音楽ギャラリー

- ① 吹奏楽による楽器演奏が行えるように考慮し、教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。また、パソコンを設置し、生徒の自主的な利用ができるようにする。
- ② 他の教室に対し、音の影響が出ないように考慮する。

- ③ 音楽室に隣接して配置する。

#### オ 美術室

- ① 創作系ブロックに配置する。
- ② 美術室には準備室を設ける。
- ③ 作品展示スペース等を設ける。
- ④ 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置を考慮する。
- ⑤ 室内におけるデッサン等から、北側採光を考慮する。

#### カ 技術室

- ① 技術室には準備室を設ける。
- ② 創作系ブロックに配置する。
- ③ 電動機械作業室を設ける。(美術室と隣接させる)
- ④ 作品展示スペース等を設ける。
- ⑤ 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置を考慮する。
- ⑥ 工作機械等の騒音、振動、ほこり等が、他に影響のないように配慮する。

#### キ 創作系ギャラリー

- ① 教材用美術品の展示や教科関連の掲示が行えるように考慮する。
- ② 生徒の作品展示スペース等を設ける。
- ③ 授業で利用できるパソコンを配置する。

#### ク 家庭科室

- ① 家庭科室には準備室を設ける。
- ② 食物と衣服との作業を行うため調理台、作業台、示範台等の配置を工夫する。また、洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮する。
- ③ 地域利用を想定し、開放ゾーンとしての配置を考慮する。
- ④ ランチルームとの隣接配置なども検討する。
- ⑤ 十分な換気を確保する。

#### ケ 学校図書館

- ① 学校図書館には、準備室を設ける。
- ② 学校図書館は生徒の利用しやすい位置に配置し、パソコン室とも隣接させ、メディアセンター（※資料2参照）とする。
- ③ 読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

#### コ パソコン室

- ① パソコン室には準備室を設ける。
- ② 学校図書館と隣接させメディアセンターとする。

#### (4) その他

##### ア 生徒会室

##### イ 進路指導室

- ① 面接用の個室を設ける
- ② 進路資料コーナーを設ける

### ◇小学校・中学校共通の諸室

#### (1) 校務センター

以下の管理諸室を統合して計画する。職員室、事務室等の関係諸室をオープンなスペースとし、室内を家具や簡易な間仕切りで区画して有効に活用する。

##### ア 職員室

- ① 管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。
- ② 屋外運動場などへの見通し等を考慮する。
- ③ 他の管理諸室などを統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ④ 外来者を確認できる位置に計画することを検討する。
- ⑤ 将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンな空間を確保する。
- ⑥ 非常勤講師、学外の講師、教育実習生、スクールカウンセラー等のためのスペースについても検討する。
- ⑦ 印刷室では、教材の作成等も行えるように計画する。

##### イ 事務室

- ① 管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ② 外来者が確認できる位置に計画することを検討する。

##### ウ 校長室

- ① 管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ② 玄関から連絡のよい位置に計画する。

## エ 主事室

- ① 管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ② 外来者が確認できる位置に計画することも検討する。

## オ 教職員休憩室

- ① 管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室との連携を図る。
- ② 将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンなつくりとする。
- ③ 他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。

## カ 教職員更衣室

- ① 管理系ブロックに配置する。
- ② 職員用玄関と職員室の動線上に配置する。

## キ 湯沸室

- ① 管理系ブロックに配置する。
- ② 他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ③ 屋外行事に対応できるように検討する。

## ク 倉庫

- ① 目的別に数カ所配置する。
- ② 管理諸室ブロックに備品倉庫を設置する。
- ③ 搬出・搬入し易い位置に配置する。

## ケ 会議室

- ① 管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。

## (2) 保健室部門

### ア 保健室

- ① 管理系ブロックとの連携のよい位置に配置する。
- ② 救急車などが直接寄りつくことができる位置に配置する。
- ③ 校庭からアクセスのよい位置に配置する。
- ④ 保健室登校の児童・生徒のために小部屋を設ける。

### イ カウンセリング室・相談室

- ① 管理系ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ② 周囲に気兼ねせずに入出りができる配置とする。
- ③ 相談室は小部屋を複数配置する。



(3) 特別支援教育部門

- ① 整備にあたっては他の教室との位置関係や設備等に配慮する。

(4) 給食部門

ア 調理室

- ① ドライ方式とする。
- ② 給食用リフトは配膳室との動線に配慮した位置とする。
- ③ 食品庫を隣接して配置する。

イ ランチルーム

- ① 同一学年、異学年交流ができる空間を用意する。
- ② 調理室と隣接させることも検討する。
- ③ 家庭科室の調理実習機能との関連を考え隣接して配置することも検討する。
- ④ 外部空間との連続性も検討する。

ウ 配膳室

- ① 各階に配置する

エ 休憩室

- ① 調理室の近くに配置する

(5) その他

ア 児童・生徒更衣室

- ① 利用しやすい位置に男女別に配置する。

イ 校歴資料スペース

ウ PTA室

(6) 体育館

ア 行事に必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保し、更衣室、トイレ、運動機器等の附属施設と一体的に計画する。

イ 区民への開放など多目的な使用を想定し、さらに、災害時の避難所として計画する。

ウ 中学校に関しては、武道場及び体育準備室を設ける。

エ 校舎と一体で計画する場合は運動で生じる音、振動に充分配慮した構造とする

(7) 屋外空間

ア 校庭・グラウンド

- ① 校舎配置と連絡のよい配置とする。
- ② グラウンド表面はほこり等の影響を避けるよう工夫する。
- ③ 学校開放、震災時の避難場所への対応等も考慮した設備計画をする。

イ プール

- ① 更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設と一体的に計画する。

(8) 防災拠点としての施設整備

- ① 防災備蓄倉庫、防災資器材倉庫は、災害時に活動する動線に配慮した配置とする。
- ② 体育館の整備は、災害時の避難所としての利用を考慮する。
- ③ 災害時のトイレ利用を想定し、可とう性排水管を整備する。

(9) 設備計画

- ① 雨水利用設備を導入し、校庭散水やトイレ洗浄水として利用する。
- ② 教室等は冷暖房設備を導入する。
- ③ 自然エネルギーを活用した省エネルギー対応の施設整備を図るとともに環境教育に活用する。
- ④ 校舎の屋上をはじめ敷地内の緑化を推進する。
- ⑤ I Tを活用した授業展開のため、校内L A Nを整備する。

# 資 料 編

施設構成

用語説明

北区小・中学校整備方針策定検討会設置要綱

検討会検討経過

検討会構成

□小学校部分

種 類		教室・スペース	種 類	教室・スペース
学習ブロック	普通教室(教師用スペース含む)		特別支援教育ブロック	
	オープンスペース		給食室ブロック	調理室
	児童会室			ランチルーム
特別教室ブロック	音楽室、準備室		体育施設ブロック	体育館、(クラブハウス)
	図工室、準備室			プール
	理科室、準備室		開放管理諸室ブロック	地域開放室(他の部屋と共用する)
	家庭科室、準備室			P T A室
	生活科室、準備室			校暦資料コーナー
	多目的室(特別活動室)		併設ブロック	学童クラブ
	メディアセンター(学校図書館+パソコン室)			防災備蓄室
和室		防災資器材倉庫		
管理諸室ブロック	管理部門	職員室・事務室	共用ブロック	昇降口
		校長室、応接室		トイレ
		主事室		更衣室
		教職員休憩室		エレベーター
		大会議室		機械室
		小会議室		倉庫
		教材室		廊下等
		職員更衣室		
		職員トイレ		
		印刷室		
	放送室			
	保健室部門	保健室		
		教育相談室		
		カウンセリング室		

□中学校部分

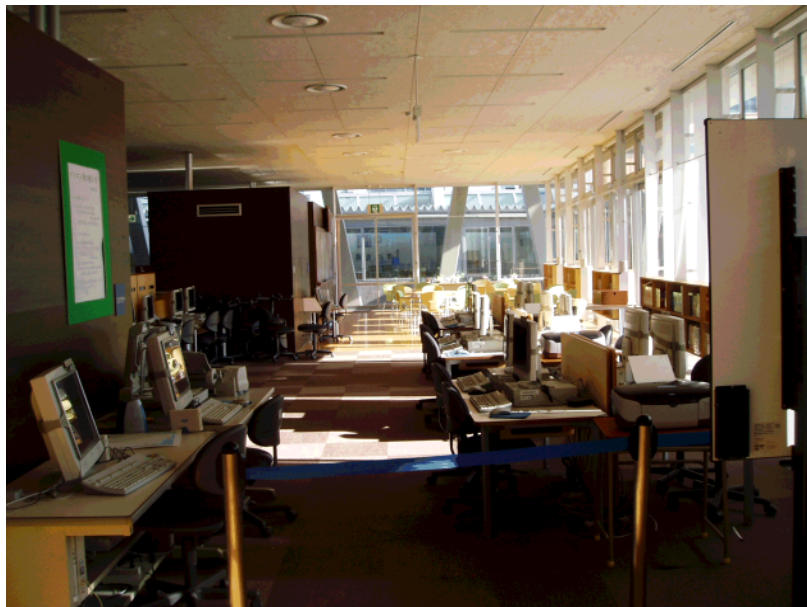
種 類		教室・スペース	種 類	教室・スペース
学習ブロック	普通教室		管理諸室 保健室部門	保健室
	新世代学習空間			教育相談室
	生徒会室			カウンセリング室
特別教室ブロック	理科	第1理科室、準備室	特別支援教育ブロック	
		第2理科室、準備室	給食室ブロック	調理室
		理科ギャラリー		ランチルーム
	音楽	音楽室、準備室	体育施設ブロック	体育館、(クラブハウス)
		音楽ギャラリー		武道場
	創作系	美術室、準備室		開放管理諸室ブロック
		技術室・電動機械作業室(金工室、木工室兼用)	地域開放室(他の部屋と共用する)	
	家庭科系	創作系ギャラリー		P T A室
	その他	家庭科室、準備室(調理・衣服室兼用)	併設ブロック	校暦資料コーナー
		多目的室(特別活動室)		防災備蓄室
メディアセンター(学校図書館+パソコン室)		防災資器材倉庫		
和室		共用ブロック	昇降口	
職員室・事務室	トイレ			
校長室、応接室	更衣室			
主事室	ホール			
進路指導室	エレベーター			
教職員休憩室	機械室			
大会議室	倉庫			
小会議室	廊下等			
教材室				
職員更衣室				
職員トイレ				
印刷室				
放送室				

## 1. オープンスペース (小学校)



教室と一体となった多目的な空間を計画し、グループ学習や個別学習を行ったり、周辺スペースに教具・教材を用意し、児童の興味・関心をひく工夫もできる。また、児童同士や学級・学年間の交流を深めたり、開放的な気持ちにしたり、様々な効果が期待できる。

## 2. メディアセンター (小・中学校共通)



従来の学校図書館とパソコン教室の機能を一体化させた機能空間。児童・生徒が自ら必要な情報や知識を得られ、自主的な学習活動が展開できる空間。また、パソコンの一斉授業や読書室としての雰囲気も確保しつつ、児童・生徒が利用しやすいよう学習の中心施設として配置する。

### 3. 新世代型学習空間（中学校）

資料3



普通教室において、少人数学習や習熟度別学習など、学級編成と異なる学習集団での指導形態に対応するために普通教室に隣接して整備するスペース。

学習スペースを自在に区画できるよう可動間仕切りや家具などを配置し、多様な授業形態を作ることが可能になる。また、パソコン等のメディア機器を設置し、授業や生徒の自主的な利用ができるようにする。

### 4. 教科ギャラリー（中学校）



特別教室と隣接させて設置し、各教科に関連する標本、展示物等の教材や配布資料など、生徒の目に触れる展示・掲示を行ったり、パソコン等のメディア機器を設置する。これにより、特別教室に入る際の雰囲気づくりをすると同時に、教科に対する興味関心をもたせ自主的な学習意欲を高める契機とすることを目指す。また、特別教室との境をオープンにすることで特別教室と一体にして授業展開できるようにするなど、工夫により多様な授業の展開が可能になる。

北 区 小 ・ 中 学 校 整 備 方 針 策 定 検 討 会 設 置 要 綱

(設置)

第1 東京都北区立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の改築に係る基本整備案を策定するため、北区小・中学校整備方針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 「北区立小・中学校施設のあり方検討委員会報告」の指針を踏まえた小・中学校改築に係る北区における標準（以下「標準モデル」という。）の策定
- (2) その他、教育長が必要と認める事項

(検討会の構成員等)

第3 検討会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局次長（以下「次長」という。）
- (2) 教育委員会事務局教育改革担当部長（以下「教育改革担当部長」という。）
- (3) 教育委員会事務局庶務課長（以下「庶務課長」という。）
- (4) 教育委員会事務局学務課長
- (5) 教育委員会事務局指導室長
- (6) 教育改革担当部長付教育改革担当課長（以下「教育改革担当課長」という。）
- (7) 小学校長会代表
- (8) 中学校長会代表
- (9) 企画部企画課長
- (10) 総務部営繕課長

2 検討会の座長は次長とし、副座長は庶務課長とする。

3 検討会は座長が招集し、座長は会務を総理する。

4 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(作業部会の設置等)

第4 検討会に作業部会を置き、次に掲げる職務にある者をもって構成する。

- (1) 庶務課長
- (2) 教育改革担当課長
- (3) 教育委員会事務局庶務課施設係長
- (4) 教育委員会事務局庶務課庶務主査(検討会の所掌事項を担当する者に限る。)
- (5) 教育委員会事務局学務課学事係長
- (6) 教育委員会事務局指導室指導主事(検討会の所掌事項を担当する者に限る。)
- (7) 教育改革担当課長付教育改革担当主査
- (8) 企画部企画課企画主査(検討会の所掌事項を担当する者に限る。)
- (9) 総務部営繕課営繕主査(検討会の所掌事項を担当する者に限る。)

2 作業部会の座長は庶務課長とし、副座長は教育改革担当課長とする。

3 第3の3及び4の規定は、作業部会に準用する。

(関係者の出席)

第5 第3及び第4の規定にかかわらず、検討会及び作業部会の座長は、学識経験者、その他関係者(児童及び生徒を含む。)等を検討会及び作業部会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 検討会及び作業部会の事務局は、教育委員会事務局庶務課施設係に置く。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会及び作業部会の運営等について必要な事項は、次長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月23日から実施する。



## 検討会検討経過

回	日付	検討内容	備考
第一回	平成16年 8月23日(月)	勉強会 (小・中学校における教室整備 動向と評価について)	国立教育政策研究所 講師 統括研究官 屋敷和佳
第二回	平成16年 9月27日(月)	○小・中学校の教室整備動向 ○視察報告(横須賀市立大塚台小学校)	
第三回	平成16年10月26日(火)	○教室のあり方 ○視察報告(日上市立駒王中学校)	
第四回	平成16年11月12日(金)	○中間のまとめ(案) ○視察報告(福岡市立博多小学校)	文教委員会視察
第五回	平成17年 1月27日(木)	○2章 整備の進め方 ○3章 整備項目	
第六回	平成17年 2月17日(木)	○報告書最終案	

## 北区立小・中学校整備方針検討会構成

- ◎ 高 島 一 紀 教育委員会事務局次長
- 依 田 実 教育委員会事務局教育改革担当部長
- 小此木 秀 夫 教育委員会事務局庶務課長
- 佐 藤 公 夫 教育委員会事務局学務課長
- 井 上 千 壽 子 教育委員会事務局指導室長
- 風 間 美 子 教育委員会教育改革担当部長付教育改革担当課長
- 岩 津 泰 彦 小学校長会会長
- 長谷川 研 一 中学校長会会長
- 中 澤 嘉 明 企画部企画課長
- 横 尾 政 弘 総務部営繕課長
- 福 田 富 美 男 王子小学校長(統合校)
- 山 本 豊 桜田小学校長(統合校)
- 橋 本 由 愛 子 王子中学校長(統合校)
- 山 口 勉 桜田中学校長(統合校)
  
- ◎ 小・中学校整備方針検討会座長
- 小・中学校整備方針検討会副座長

## 北区立小・中学校整備方針

平成17年3月

刊行物登録発行番号

16-1-134

発行

北区教育委員会事務局庶務課施設係  
東京都北区王子本町一丁目15番22号  
電話03(3908)9281